

令和元年（ワ）第172号、同2年（ワ）第216号、同3年（ワ）第181号
違法行為差止請求事件

原告 和田廣治 外

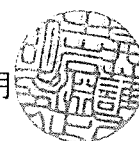
被告 金井 豊 外

第 2 2 準備書面

2022年6月1日

富山地方裁判所 民事合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 淵 正 明



外

1 株主による取締役の行為の差止め請求にいう「法令」とは

取締役において「法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある」ことが、株主による取締役の行為の差止め請求の要件の1つである（360条1項・3項）。

ここにいう「法令」には、会社法が定める具体的な規定のみならず、善管注意義務（330条、民法644条）や忠実義務（355条）といった一般的な規定も含まれる（新版注釈会社法(6)424頁等）。

なお、善管注意義務と忠実義務の関係については、「忠実義務の規定は、民法644条に定める善管注意義務違反を敷衍し、かつ、一層明確にしたにとどまる」もので、「通常の委任関係に伴う善管注意義務とは別個の、高度な義務を規定したものでない」と解されている（八幡製鉄政治献金事件最判昭和45年6月24日）。そこで、以下では「善管注意義務」違反とのみ表記する。

2 取締役の会社に対する損害賠償責任をめぐる議論

ところで、423条1項は「取締役……は、その任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とし、取締役の会

社に対する損害賠償責任を規定する。

ここにいう任務の懈怠とは、即ち会社に対する善管注意義務違反である。取締役が故意又は過失により善管注意義務に違反すれば会社に対して損害賠償責任を負うとされるのである。

では、どのようなときに善管注意義務違反が認められるか。

この点、我が国の裁判例では「経営判断原則」が定着しつつあり、取締役の経営上の判断が善管注意義務に違反したものであるかどうかの判断は、

- ① 行為当時の状況に照らし合理的な情報収集・調査・検討等が行われたか、及び、
- ② その状況と取締役に要求される能力水準に照らし不合理な判断がなされなかったか、

以上の2つの要素を基準になされるべきだとされている（江頭憲治郎「株式会社法」〔第8版〕493頁等）

この2つの要素の判断は、実際上は、次のとおりに判断されている、とされる。すなわち、野村証券損失補填事件東京地裁平成5年9月16日判決（判例時報1469号25頁）がリーディングケースとされ、同判決は、判断基準として、

- ① 経営判断の前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか、
- ② その事実に基づく意思決定の過程が通常の人として著しく不合理なものでなかったかどうか、

という観点から審査を行う、ということを示した。

取締役の業務執行は、不確実な状況で迅速な決断を迫られる場合が多く、また株主利益の最大化のためには取締役の冒險的な行為も一定程度許容する必要がある。そこで「経営判断原則」が承認され、取締役に裁量権が付与されるのである。上記②において意思決定過程に「著しく」不合理なものがないかどうか審査するのは、取締役が萎縮しないようにする配慮であり、この原則の顯現といえる。

こうして善管注意義務違反の判断の要素を、「前提となる事実の認識」とその「事実に基づく意思決定」とに分析し、後者については「著しい不合理」がなければよしとする一方、前者については、事実の認識につき通常の不注意がないこ

とを要求する、という判断枠組みが東京地裁民事8部（商事部）で踏襲され、確立しているとみられている。

3 「前提となる事実の認識」にかかる不注意の判断

以上のとおり、取締役が経営上の意思決定をするにあたり「前提となる事実の認識」に不注意があるなら、善管注意義務違反が認められることとなる。この不注意の存否は、「事実に基づく意思決定」の当否いかんとは別個に、これに先立って、独自に判断できる事柄である。

その際に認識が必要となるべき「事実」の範囲や、その「事実」の精度（正確性の程度）は、経営上何を判断するのか、その判断事項によって違ってくるはずであるが、要は、「合理的な情報収集・調査・検討が行われたか」否かである。

4 本件における「前提となる事実の認識」

さて、被告らは、「原子力規制委員会の新規制基準適合性確認審査に適合していることの確認を得られた場合に再稼働することとした」という。この意思決定こそ、本件の審査対象となるべき経営上の意思決定のうち最重要なものといつてよい。

それなら、この原発再稼働の意思決定をする場合における「前提となる事実」は何か。「合理的な情報収集・調査・検討」がなされたといえるためには、どのような情報収集・調査等が必要になってくるか。

少し指折り数えただけでも、例えば、次のような事項が挙げられるはずである。

原子力規制委員会の「新規制基準」とはどのような内容のものか。

その基準を満たせば、再稼働する原発は真に安全といえるのか。

その新規制基準は、深層防護の考え方を採用しているか。

第5の防護レベルの要否はどう考えられているのか。

原子力規制委員会は本件原発についてどのような判断をする可能性が高いか（本件原発は適合する、あるいは適合しないと判断される見通しはどうか）。

適合性確認審査の結論が出るまでにどれだけの年月を要するのか。

新基準適合性確認を受けるまでに要するコストはどれだけか。

審査をパスするためにはどのくらいの費用が必要か。

これらの点についてどんな情報を集めたのか。どのような検討をしたのか。

審査をパスしたときに再稼働するのであれば、パスして再稼働すると、コスト等はどうか。

原子力規制委員会（の代表者）が「規制基準を満たせば安全ということではない」旨の発言している。そのことを受けての調査・検討は加えたか。

——こういった数多の事項について「情報収集・調査・検討」が必要不可欠のはずである。

以上の事項は、本件原発を再稼働するとして、主にその安全性いかに関わる事柄である。そしてそれは、北陸電力に回復することができない損害が生ずるおそれがあるかどうかに関わる事柄でもある。

本件原発の再稼働によって回復することができない損害が生ずるおそれがあるかどうか、その経営上の判断をするには、これらの他にも、再生可能エネルギーへの移行の可否や、原発再稼働の場合と比較した有利・不利等々、多くの事項についても「情報収集・調査・検討」が必要不可欠である。

5 取締役会議事録の顕出を

裁判所は、360条所定の「法令」違反、即ち善管注意義務違反の有無を判断するにあたり、「前提となる事実の認識」について被告らに不注意がなかったか否かを審査しなければならない。この審査のためには、被告らがどのような「情報収集・調査・検討」を行っていたか、まずもって事実関係を確定することが必要不可欠である。

しかるに本件では、被告らがどのような「情報収集・調査・検討」していたのか全く明らかになっていない。そのため、原告らにおいて、善管注意義務違反の内容を細かく具体的に主張することはできない。原子力規制委員会の確認審査を通れば安全だと被告らが判断をしたのであれば、何を根拠にそうした判断をしたのか、原告らには皆目わからないのである。

被告らがどのような「情報収集・調査・検討」を行っていたのか、その事実関係の確定にあたっては、まずもって取締役会の議事録を法廷に顕出するのが最も

端的である。

被告らがこれを拒むなら、原告においてある事項について「情報収集・調査・検討」がなされていないことを主張し、被告の認否を求めるほかない。そして、被告らが原告らの主張を争い、これを否認する場合は、結局のところ、被告らは、具体的にどんな「情報収集・調査・検討」を行ったか説明せざるを得ないはずである。民事訴訟規則79条3項が「相手方の主張する事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない」と定めており、積極否認が必要になるからである。そして、その積極否認の裏付けとしては取締役会議事録が第一級の証拠資料といえる。

以上の次第で、原告らの求釈明（第20準備書面）に対して被告らは誠実に答えるべきであり、裁判所は、その応答と取締役会議事録の顕出を被告らに指揮すべきである。

以上